

お知らせ

令和2年6月1日
株式会社農林漁業成長産業化支援機構

緊急事態宣言解除後の在宅勤務期間の延長について

弊社は、政府の緊急事態宣言発出を受け、本年4月13日より原則として全社員が在宅での勤務へ移行していましたが、5月25日の政府の緊急事態宣言解除を受け、感染拡大を予防する新しい生活様式として、「原則在宅勤務」から「職場への出勤と在宅勤務の併用」へと変更し、引き続き、出勤者数抑制等の感染拡大対策を実施いたします。実施期間は、本年6月末までといたします。

【実施期間】

令和2年6月末まで

※ 状況により期間を短縮又は延長する可能性があります。

【お問い合わせについて】

上記期間中は、代表電話及び投融資部電話での対応を取り止めますので、お手数をお掛けしますが、下記のメール宛てにご連絡をお願いいたします。

なお、担当者の直通連絡先はこれまでどおりご利用いただけます。

メール：info@a-five-j.co.jp

今後も、関係者の皆様や社員等の安全を最優先に感染拡大の防止を図り、国内での健康被害を最小限に抑えるため、政府の方針に基づき、迅速に対応してまいります。

ご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

(問い合わせ先)



株式会社農林漁業成長産業化支援機構
企画管理部総務企画室

メール：info@a-five-j.co.jp